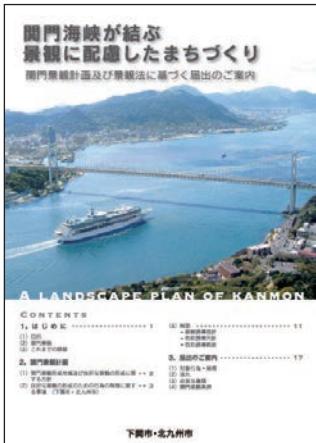


- ◆ 下関市と北九州市は、平成13年に関門景観条例を制定し、景観誘導を積極的に図るエリアの指定や基準を策定し、届出制度を運用してきました。
- ◆ 景観法の制定(平成16年)を受けて、関門景観計画を策定、関門景観条例を改正し、平成23年度より法に基づく制度を運用しています。



基準の内容等は、「関門海峡が結ぶ景観に配慮したまちづくり」パンフレット、関門景観ポータルサイトをご覧ください！

古いものを大切にする一方で、新しい建物はそのデザインを追求していくまちづくりに敬意を表します。

海と山を身近に感じられるのがよかったです。古いものを大切に残されているところが魅力。

広域景観の形成に関する講演等の実施

広域景観の形成に関する市民向けの講演や意見交換、視察の対応、全国の自治体へのPRなどを行っています。



色彩の統一による街並みが印象的だった。

どのように地域住民と連携をとり、継続していくか、興味深く勉強になった。

海峡景観はここだけのもの、大事に育てて欲しい。

後援等に関する基準を策定

- 団体等が開催する関門景観に関する事業について、関門景観協議会の後援や共催の基準を定めました。
基準は、
 - ・ 関門景観の形成に寄与すると認められるもので、公共性があること
 - ・ 広く両市の市民を対象として行われる事業であること
 - ・ 両市内が開催地であること
 などです。

この取組みを両市の市民のみなさまや広く全国の方々に知っていただきたいと考えています。

景観まちづくり団体のみなさまとも連携して景観づくりを進めています。

広域的景観形成に関する報告書

- 國土交通省が「良好な景観形成検討懇談会」を設置し、広域的景観形成について、その意義や目的、取組状況、取組方策をまとめました。平成24年6月に國土交通省のホームページにて公表。
関門景観の取組みについても、掲載されています。
URL : http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/toshi_townscape Tk_000018.html